

仕 様 書

1 概要

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 件 名 | 熊取町庁舎等で使用する電力の供給 |
| (2) 需給場所（施設） | 別紙１のとおり |
| (3) 業種及び用途 | 官公署（事務所等）及び学校 |

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- | | |
|--------------|----------|
| ア 供給電気方式 | 交流３相３線式 |
| イ 供給電圧（標準電圧） | ６，０００ボルト |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | ６，０００ボルト |
| エ 標準周波数 | ６０ヘルツ |
| オ 受電方式 | １回線受電 |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

- | | |
|-----------|---|
| ア 予定契約電力 | 別紙２のとおり
ただし、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 |
| イ 予定使用電力量 | 別紙２（１年間（令和７年１０月～令和８年９月）のもの）のとおり
ただし、あくまで入札上の数値であり、実際の数値は増減する可能性があるものとする。 |

- | | |
|--------------|--|
| ウ 最大需要電力実績 | 別紙３（令和６年４月～令和７年３月） |
| エ 使用電力量実績 | 別紙３（令和６年４月～令和７年３月） |
| オ 発電設備容量（定格） | 中央小学校 １０．１６４ｋＷ
東小学校 １０．１６４ｋＷ
西小学校 １０．１６４ｋＷ
南小学校 １０．１６４ｋＷ
北小学校 １０．１６４ｋＷ
熊取中学校 １０．１６４ｋＷ
熊取南中学校 １０．３８９ｋＷ
熊取北中学校 １０．１６４ｋＷ
熊取交流センター １０．１２５ｋＷ
熊取町文化ホール ３０．０００ｋＷ |

(3) 使用期間

自	令和７年１０月	１日	０：００
至	令和８年	９月３０日	２４：００

(4) 計量及び検査

計量日は原則として毎月1日とし、事業者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、町の指定する職員の検査を受けなければならない。ただし、供給者が希望する場合は、協議の上、変更することができる。

(5) 保安上の責任分界点等

ア 需給地点 別紙1のとおり

イ 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点 需給地点に同じ

(6) 料金体系

基本料金と電力量料金（夏季とその他季）に基づく二部料金制、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の加算など、各社ごとに設定できるものとする。

(7) 料金の算定

ア 算定期間は前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

イ 需給施設ごとに料金の算定を行う。

ウ 各月ごとの契約電力（その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値をいう。）及び使用電力量等により算定するものとする。

エ 電気料金は、次の①～③までに掲げる料金を合算した額に消費税相当額を加えた額とする。

①基本料金＝基本料金単価×契約電力±力率割引・割増

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

③再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該地域を所轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件等によるもの。）

オ 力率

供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引および割増を行うことができるものとし、力率割引および力率割増を行う場合は、供給者の定める約款の規定によるものとする。なお、力率の実績値については別紙3のとおり。

カ 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。なお、燃料費の調整を行う場合は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件等によるものとする。

キ 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

（ア）契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

（イ）使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

（ウ）料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

（エ）力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ク 対象施設に関する電気使用量の1時間以内の単位でのデマンドデータを電子データにより、この契約の担当者へ提供すること。

(8) 請求について

請求は、需給施設ごとではなく、別紙1の担当部局における請求先ごとに行うこと。請求の際には、請求書のほかに、需給施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を紙媒体及び電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、マイクロソフトエクセルファイルとし、別紙1の順に施設ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は協議により決めるものとする。

なお、請求額の算定にあたっては、需給施設ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とすること。

(9) 環境配慮の評価項目

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入における合計点数が70点以上であること。なお、当該条件の詳細については、別紙4による。

(10) その他

ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

イ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各需給施設へ通知すること。

ウ 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件等によるものとし、これによりがたい場合は協議する。

エ 入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

オ 中央小学校、東小学校、西小学校、南小学校、北小学校、熊取中学校、熊取南中学校、熊取北中学校、熊取交流センター、熊取町文化ホールについては系統連系のみで売電を行っていない。

カ この契約の締結及び電力供給に関する設備等の設置に要する費用は受注者の負担とする。

キ この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。